

道路啓開等計画検討部会 規約

第1条 名称

本会の名称は、「道路啓開等計画検討部会」（以下「本会」という。）と称する。

第2条 目的

本会は、東日本大震災を踏まえ、今後、沖縄南東沖地震3連動の地震・津波等を想定し、大規模災害における道路啓開について関係機関の連携・協力により迅速かつ着実に推進していくことを目的とする。

第3条 協議事項

本会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 道路啓開の優先順位や方策に関すること。
- (2) 道路啓開に関する情報共有、情報提供、意見交換に関すること。
- (3) 道路啓開の実施に関すること。
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事項。

第4条 本会の組織

- (1) 本会は、沖縄防災連絡会の下部組織（部会）として設置する。
- (2) 本会は、第2条の目的を達成するために各行政機関、各種関係団体等をもって組織する。
- (3) 本会には会長を置くものとし、会長は沖縄総合事務局開発建設部道路管理課長をもって充てる。
- (4) 本会の事務局は、沖縄総合事務局開発建設部道路管理課とする。
- (5) 本会の構成は、別表のとおりとする。なお、会員の同意により新たに構成機関を追加することができる。

また、必要に応じ、会長が指名する別表以外の関係者の出席を求めることができる。

第5条 規約の改正

本規約の改正等は、本会の協議により行うものとする。

第6条 その他

本会は、道路法28条の2の規定に基づき設置するものであり、本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議を行い沖縄防災連絡会において定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成27年10月30日から施行する。

本規約は、令和6年2月14日から施行する。

道路啓開等計画検討部会名簿

機 関 名	役 職 名	備 考
沖縄総合事務局 開発建設部 道路管理課	道路管理課長	[会長]
陸上自衛隊第15旅団司令部 第3部	防衛班長	
陸上自衛隊第15旅団司令部	施設課長	
沖縄県警察本部交通部交通規制課	規制担当補佐	
西日本高速道路(株)九州支社 沖縄高速道路事務所	副所長	
沖縄県土木建築部	道路管理課長	
那覇市都市みらい部	道路管理課長	
沖縄市建設部	道路課長	
名護市建設部	建設部長	
沖縄県知事公室 防災危機管理課	副参事	[オブザーバ]
那覇市消防局	警防課長	[オブザーバ]
沖縄電力(株)防災危機管理室	次長	[オブザーバ]
(株)NTT西日本 沖縄支店 設備部	部長	[オブザーバ]
(一社)沖縄県建設業協会	専務理事	
沖縄総合事務局 経済産業部 エネルギー・燃料課	エネルギー・燃料 課長	
沖縄総合事務局 開発建設部 防災課	防災課長	
沖縄総合事務局 開発建設部 北部国道事務所	副所長	
沖縄総合事務局 開発建設部 南部国道事務所	副所長	